



慶弔見舞金規定

「無期契約社員・派遣スタッフ用」

株式会社 ゾネシステムズ

慶弔見舞金規定履歴

制定改訂・年月日	制定改訂・理由
2003年4月1日	制定施行
2006年11月20日	一部改訂
2014年11月5日	一部改訂 第1条派遣労働者の名称変更 スタッフ当人への支給を追加
2017年9月1日	無期契約社員への名称変更

慶弔見舞金規定

(目的)

第1条 この規定は、株式会社ゾネシステムズ（以下〔会社〕という）の派遣労働者（以下「無期契約社員及び派遣スタッフ」という）の慶弔見舞金に関する事項を定めたものである。

(法令との関係)

第2条 この規定に定めない事項に関しては関係法令によるものとし、必要なものはその都度定める。

(祝い金)

第3条 祝い金は無期契約社員及び派遣スタッフ本人の結婚の場合のみ支払われる。またスタッフ同士の婚姻の場合はそれぞれに対して支払うものとする。

2. 支払い額は一律壱万円とする。

(弔慰金)

第4条 弔慰金は無期契約社員及び派遣スタッフ本人及び配偶者並びに2親等までの血族が亡くなった場合のみ支払われる。

2. 支払い額は無期契約社員及び派遣スタッフ本人が弔慰金、その他は一律壱万円とする。

(見舞金)

第5条 無期契約社員及び派遣スタッフが風水害、及び地震その他不慮の天災により居住する家屋、家財等に損害を被ったときは、一律壱万円の天災見舞金を支給する。

2. 無期契約社員及び派遣スタッフの主たる住居が火災に遭遇し住居や家財に被害を被ったときは次のとおり火災見舞金を支給する。

〔1〕 全焼 弔万円

〔2〕 半焼 壱万円

〔3〕 前号に準ずる程度の被害 壱万円

3. 無期契約社員及び派遣スタッフが同一世帯に二人以上いても、一世帯一件単位とする。

(支払方法)

第6条 慶弔見舞金は原則として現金支給とする。

(慶弔金請求方法)

第7条 慶弔金は第3条、第4条、及び第5条に定める事象発生日以降1ヵ月以内に無期契約社員及び派遣スタッフが電話等により会社に請求するものとする。

(適用外事項)

第8条 本規定に関わらず、第5条に定めると同様の天災により会社が甚大な被害を被り、支払能力を超えてしまうような場合はこの限りでない。

以上